規制シート(様式)

080190500520001 平成28年12月27日

1000190000320001			
規制の名称	担保付社債に関する信託事業を営む信託会社に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	担保付社債信託法(明治38年法律第52号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
	社債の安全性を高め、社債市場全体の信用を維持し、もって企業の社債による資金調達を円滑にするため、担保権を信託財産とし、総社債権者を受益者と する担保付社債信託の制度を法制化すること。		
	担保付社債に関する信託事業の免許制、業務もしくは財産の状況に関する報告又は資料を提出する義務 等	関連する予算	_
規制の最近の 改廃経緯	_	関連する 政策評価結果	_
	企業社債による資金調達の円滑化及び社債権者保護の観点から、担保付社債に関する信託 事業を行う信託会社の免許制等の規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	_		
見直し条項	_		
次の見直し時期	平成33年度		